

鳥取県域公営企業会計システム共同化及び運用保守業務基本仕様書

令和8年3月

鳥取県公営企業システム共同化協議会

## 《目 次》

第 1 章 業務の概要	5	ウイルス対策等	P 9
1 業務名	P 3	6 情報事故対応	P 9
2 目的	P 3	第 8 章 研修要件	
3 業務内容	P 3	1 基本方針	P 9～10
4 導入方式	P 3～4	2 研修方法及び環境	P10
5 業務範囲	P 4	3 研修内容	P10
6 契約関係	P 4	第 9 章 運用・保守要件	
7 履行期間	P 4～5	1 運用体制	P10
8 履行場所	P 5	2 運営時間	P10
9 全体スケジュール	P 5	3 障害時対応及び報告	P10
第 2 章 基本方針		4 運用管理	P10～11
1 法令遵守	P 5	5 保守要件	P11
2 共同化の趣旨	P 5	第 10 章 成果物及び体制要件	
3 システム構成及び利用環境	P 5～6	1 成果物の納品	P11
4 拡張性及び安定運用	P 6	2 成果物一覧	P11～12
5 その他	P 6	3 実施体制	P12
第 3 章 非機能要件		第 11 章 契約条件・責任関係	
1 ユーザビリティ	P 6	1 契約不適合責任	P12
2 性能	P 6	2 著作権の帰属	P12
3 可用性及び信頼性	P 6	3 著作者人格権の不行使	P12
4 保守性	P 6	4 第三者権利侵害への対応	P12
第 4 章 機能要件		5 ライセンス	P12
1 機能範囲	P 6～7	6 再委託の制限強化	P12～13
2 サブシステムの提案	P 7	7 権利義務の譲渡禁止	P13
第 5 章 プラットフォーム要件		8 契約延長と再契約の整理	P13
1 サーバー要件	P 7	9 契約終了時の対応	P13
2 データセンター要件	P 7	10 秘密の保持	P13
3 ネットワーク要件	P 8	11 協議事項	P13
第 6 章 導入・移行要件		参考資料	
1 導入環境	P 8	1 全体機能構造 (階層図イメージ)	P14
2 データ移行	P 8～9	2 会計システム端末設置拠点一覧	P15
第 7 章 セキュリティ要件		3 事業体別現行利用環境	P16
1 基本方針	P 9	4 事業体別公営企業会計システム共同化参 加事業一覧	P17
2 アクセス管理	P 9	5 各事業体の科目構成	P18
3 パスワード管理	P 9	6 クライアント及びシステム情報	P19
4 ログ管理	P 9	7 帳票一覧	別紙

## 第1章 業務の概要

### 1 業務名

鳥取県域公営企業会計システム共同化及び運用保守業務（以下「本業務」という。）

### 2 目的

本仕様書は、鳥取県公営企業システム共同化協議会（以下「協議会」という。）に参加する各事業体を利用する公営企業会計システム（以下「本システム」という。）について、共同利用方式又は共同調達方式により導入・運用するにあたり、プロポーザル方式により受託候補者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

### 3 業務内容

本業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 鳥取県域公営企業会計システム導入支援業務
- (2) 鳥取県域公営企業会計システム運用保守業務

### 4 導入方式

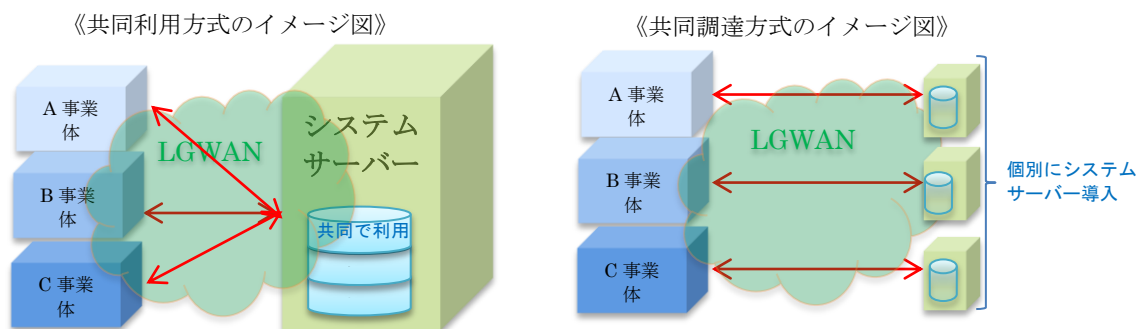
本業務における本システムの導入方式は、以下のいずれの方式による提案も可能とする。

#### (1) 共同利用方式

協議会が指定するクラウド環境上に構築された単一のシステムを、複数の参加事業体が共同で利用する方式

#### (2) 共同調達方式

同一のシステムを、各参加事業体が個別に導入する方式



その他、本業務の要件を満たす方式であれば、自由に提案できるものとする。

なお、いずれの方式においても、提案事業者は、参加事業体ごとのデータ（科目情報、所属情報その他これらに類する情報など、協議会が共存又は共有を認めたものを除く。）及び権限が明確に分離され、相互に閲覧、参照又は改変ができない構成であることを具体的に示さなければならない。

データの分離は、物理的分離又は論理的分離のいずれの方式も可とする。ただし、論理的分離とする場合は、次のいずれかの要件を満たすことを必須とし、誤設定又は設定漏れによる情報漏えいを防止する仕組みを有すること。

ア 事業体固有の識別情報を付与すること。

- イ 事業体単位で厳格なアクセス制御を行うこと。
- ウ 管理者権限を含む権限制御を事業体単位で設定すること。

## 5 業務範囲

以下に記載する機能を実現するためのシステムの設計・開発、運用・保守、ならびに本システムの稼働に必要となる機器等の導入及び整備を、本調達範囲とする（ただし、各参加事業体のシステム運用拠点内における機器整備は含まない。）。

なお、本仕様書に基づきシステム構築を行う過程で判明した事項については、協議会と協議のうえ対応するものとする。

- (1) マスタ管理機能（本システムで利用する基本データの管理）
- (2) 業務機能（収入管理、支出管理、予算管理、決算管理、決算統計、消費税計算、資金計画、企業債管理、貯蔵品管理、固定資産管理）
- (3) 各種帳票類出力
- (4) 電子帳票、電子決裁機能
- (5) データ連携（活用）機能

※ 全体機能構造については「参考資料1 全体機能構造（階層図イメージ）」参照

## 6 契約関係

- (1) 本プロポーザルにより選定された優先交渉権者は、協議会の調整のもと、各参加事業体と個別に契約を締結するものとする。なお、優先交渉権者との協議が不調に終わった場合は、次点者と協議を行うものとする。
- (2) 保守・運用業務に係る契約期間は、原則として5年間とする。ただし、参加事業体が1年ごとの更新契約を希望する場合は、これを認めるものとする。

## 7 履行期間

履行期間は、次のとおりとする。

- (1) 第1期
  - ア 導入支援業務  
契約締結日から令和10年3月31日まで。
  - イ 運用・保守業務  
令和10年4月1日から令和15年3月31日まで。
- (2) 第2期
  - ア 導入支援業務  
契約締結日から令和11年3月31日まで。
  - イ 運用・保守業務  
令和11年4月1日から令和16年3月31日まで。

※事業体別の運用開始時期については、下表のとおり。

事業名	鳥取県	米子市	倉吉市	岩美町	若桜町	智頭町	八頭町	三朝町	湯梨浜町	北栄町	日吉津村	大山町	南部町	伯耆町	日南町	日野町	江府町
水道・簡水	R10	R11	R10	R11	R10	R10	R10	R10	R10	R10	R10	R11	R10	R10	R11	R10	R11
下水道	R11	R10	R11	R10	R11	R10	R10	R10	R10	R10	R10	R10	R10	R10	R11	R10	R11
R10年度	11団体																
R11年度	6団体																
計	17団体																

## 8 履行場所

参加事業体が指定する場所とする。 ※「参考資料2 会計システム端末設置拠点一覧」参照

## 9 全体スケジュール

下表のとおり。

		R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度				
第1期	契約期間	契約の日から保守運用業務の契約終期まで											
	構築導入	1年8ヶ月以上確保										更新	
	運用保守			稼働	R10年4月1日から5年間								
第2期	契約期間	契約の日から保守運用業務の契約終期まで											
	構築導入	第1期、第2期とも同時構築、後半1年間はデータ移行ほか予備期間											更新
	運用保守				稼働	R11年4月1日から5年間							

## 第2章 基本方針

### 1 法令遵守

- (1) 本システムの構築及び運用にあたり、地方公営企業法その他関係法令を遵守すること。
- (2) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）を含む最新の制度改正に対応可能なシステムとすること。
- (3) 地方財政協会発行「公営企業の経理の手引き」に準拠すること。

### 2 共同化の趣旨

- (1) 共同化又は共同調達に最適な構成とした上で、パッケージ機能を最大限に活用し、導入費用、保守運用費用及び改修費用の抑制を図ること。
- (2) 共通システムの利用により、運用に係る知識及びノウハウの統一化を図るとともに、事業継続計画（BCP）対策の強化を図ること。

### 3 システム構成及び利用環境

- (1) データセンター上のクラウド環境に構築するWeb型システムとし、LGWAN-ASPに対応すること。
- (2) LGWAN回線接続済みの既存職員用パソコンで利用可能であること。  
なお、現行環境は「参考資料3 事業体別現行利用環境」による。
- (3) システムは、稼働開始日時点でリリースされている最新かつ安定したバージョンを導入すること。
- (4) Microsoft Edge で正常に動作すること。なお、他のブラウザを利用する場合は、受託者の責任において動作環境を整備すること。

- (5) クライアント端末において、原則として、Office ソフト及び PDF 閲覧ソフトを除き、本システムの利用にあたり、新たなソフトウェアの追加インストールを必要としない構成とすること。
- (6) クライアント端末の OS、Office ソフト及び PDF 閲覧ソフトのバージョンアップに対応可能であること。

#### 4 拡張性及び安定運用

- (1) 参加事業体数、利用ユーザー数及びデータ量の増加に対応可能な構成とすること。
- (2) 契約期間中のデータ蓄積を考慮し、安定運用が可能な構成とすること。

#### 5 その他

- (1) 本仕様書に記載された要件を実現できない可能性があり、代替案により提案する場合は、その内容を業務提案書に明記すること。
- (2) 契約段階において仕様の変更等が生じる場合があることを、あらかじめ了承すること。

### 第3章 非機能要件

#### 1 ユーザビリティ

- (1) 画面表示の拡大・縮小が可能であること。
- (2) 直感的で分かりやすい画面設計とすること。

#### 2 性能

- (1) 一つの端末で複数事業を同時稼働できるシステムであること。
- (2) 提案するシステムは、常時安定した稼働を確保することを前提として設計すること。  
また、複数利用者による同時接続時において、システム又はサーバー機器等の性能不足に起因する不具合が発生した場合は、受託者の責任において原因を特定し、必要な改善措置を講じることにより、適切な性能を確保すること。

#### 3 可用性及び信頼性

- (1) 単一障害点を排除した冗長構成とすること。
- (2) 重大停止が発生しない設計とすること。
- (3) 障害時は速やかに復旧可能であること。

#### 4 保守性

- (1) 制度改正・業務変更柔軟に対応可能であること。
- (2) 構成管理及び変更管理の仕組みを備えること。

### 第4章 機能要件

#### 1 機能範囲

各参加事業体が新たに導入する本システムは、下表「事業体別機能要件クロス表」に示す機能要件を満たすものとする。

なお、参加事業者が希望する詳細な機能要件については、様式第 11 号のア「鳥取県域公営企業会計システム機能要件書（RFP 用）」（以下「機能要件書」という。）に定める。

ただし、同機能要件書に記載する全ての機能を備えていることを、本事業への参加要件とするものではない。

※事業者別機能要件クロス表（枠内の数値は各機能ごとの利用アカウント数）数を表しています。同時接続（ライセンス）数については「参考資料 6 クライアント及びシステム情報」を参照

機能名称	鳥取県	米子市	倉吉市	岩美町	若桜町	智頭町	八頭町	三朝町	湯梨浜町	北栄町	日吉津村	大山町	南部町	伯耆町	日南町	日野町	江府町
予算編成、予算書作成	1	45	20	6	11	5	5	5	2	5	3	1	4	5	1	6	4
予算執行(予算管理、収入/支出/振替管理、決算管理)	5	45	20	7	11	5	5	15	5	10	3	3	4	5	4	6	4
決算管理、決算書作成	1	45	10	2	11	5	5	5	2	5	3	1	4	5	1	6	4
決算統計			4	2	11	5	3	5	1	5		1	4	5		6	
資金管理	1	10	4	2	11	4	1	5	2	5	3	2	4	5	1	6	4
固定資産管理	1	14	8	3	11	4	3	5	2	5	3	2	4	5	1	6	4
貯蔵品管理			2			4	1	5	1								
企業債管理		4	4						1				4				
電子決裁		45															

## 2 サブシステムの提案

- (1) 本システム単体では対応が困難な機能については、当該機能を有するサブシステムを併せて提案することができる。
- (2) 自社製品で対応できない場合は、他社製品の提案も可とする。
- (3) いずれの場合においても、導入及び運用費用にはサブシステムに係る費用を含めること。
- (4) 運用期間中における保守対応の窓口は、受託事業者が一元的に担うものとする。

## 第 5 章 プラットフォーム要件

### 1 サーバー要件

- (1) 利用者が快適に業務を行える性能を前提として、必要なサーバー資源を確保すること。
- (2) サーバーは、受託事業者が用意するデータセンター環境に構築すること。
- (3) 運用期間中の処理負荷増大やデータ量増加に応じて、性能増強が可能であること。
- (4) サーバーに保存するデータについては、日 1 回以上の頻度でバックアップを行い、バックアップデータは最低 3 日間保持すること。
- (5) 稼働開始時点のデータを含め、最低 5 年間のデータを保存できる容量を有すること。

### 2 データセンター要件

データセンターは、以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 設備保守及び点検を、運用サービスを停止することなく実施可能な構成であること。
- (2) 障害発生時においても、運用サービスに影響を与えない設計であること。
- (3) 日本データセンター協会が制定するファシリティスタンダードの基準であるティア 3 相当のサービスレベルを確保していること。
- (4) 24 時間 365 日稼働可能な空調能力を有すること。

- (5) 適切な防犯対策及び入退室管理が講じられていること。
- (6) 停電時においても安定稼働可能な非常用自家発電装置及び無停電電源装置を備えていること。
- (7) ISMS 適合性評価制度 (JIS Q 27001 (ISO/IEC 27001)) の認証を取得していること。

### 3 ネットワーク要件

- (1) 通信回線には LGWAN 回線 を利用すること。
- (2) ネットワーク設計及び設定は、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン (最新版)」に準拠すること。
- (3) ネットワーク機器及びクライアント端末については、原則として、各参加事業者が保有する設備を利用すること。

## 第6章 導入・移行要件

### 1 導入環境

- (1) 原則、システム切替日の 60 日前までに、検証及び移行確認を行うための環境を用意すること。
- (2) 緊急対応及び操作支援が必要な場合に、迅速に対応可能な窓口を設けること。

### 2 データ移行

#### (1) 基本方針

- ア 既存システムから新システムへのデータ移行を円滑かつ確実に実施するため、移行時期、移行対象範囲及び移行手法を早期に明確化すること。
- イ データ移行に先立ち、移行対象データの整合性を確認するとともに、必要に応じてデータ整理を実施すること。なお、移行に際し、データの変換等が必要な場合は、受注者が対応すること。

#### (2) 移行要件

- ア 移行作業及び移行結果を検証するための検証環境を用意すること。なお、移行結果については、定量的な評価及び検証を行い、その結果を協議会に報告すること。
- イ 原則として、既存システムから移行するデータの提供は各参加事業者が行うものとする。
- ウ 移行データの形式等を指定する場合は、受託事業者は必要なファイル仕様及びコード仕様を事前に明示すること。
- エ 移行するデータは下表のとおりとする。

No.	移行対象データ
1	予算及び勘定科目データ
2	債権者及び債務者データ
3	金融機関データ
4	企業債データ
5	予算科目及び勘定科目ごとの仕訳パターンデータ
6	工事台帳、固定資産データ
7	予算科目ごとの消費税区分 (課税、非課税、不課税、税率) データ
8	未収金・未払金データ
9	勘定残高
10	貯蔵品データ
11	システムを稼働するために不可欠なマスタデータ
12	その他システム運用に必要なデータ

- オ 各事業者の科目構成、その他データ量の目安は、参考資料 5 及び 6 のとおりとする。

### (3) 移行スケジュール管理

- ア 受託事業者は、システム切替日から逆算したデータ移行全体の実施計画(移行スケジュール)を策定し、協議会の承認を得ること。
- イ 移行スケジュールには、移行準備、データ抽出、データ変換、移行実施、検証、修正対応、本番切替等の各工程を明確に記載すること。
- ウ 各工程について、実施時期、実施内容、担当区分及び成果物を明確にすること。
- エ 進捗状況を定期的に協議会へ報告するとともに、遅延が発生した場合は、速やかに原因分析及び是正措置を提示すること。
- オ 移行作業が本番稼働に影響を及ぼさないよう、リハーサル移行を実施すること。
- カ 重大な障害が発生した場合に備え、ロールバック手順及び代替措置を事前に定めること。

## 第7章 セキュリティ要件

### 1 基本方針

本システムの構築及び運用にあたっては、別に定めるセキュリティ要件（様式第11号のイ「鳥取県域公営企業会計システム非機能要件書（RFP用）」 第5章セキュリティ）を遵守すること。

### 2 アクセス管理

ユーザーID及び権限は、参加事業体単位及び職員単位で設定可能であること。また、管理者権限についても事業体単位で分離設定できること。

### 3 パスワード管理

パスワードの長さ、使用文字の種類、有効期間等について、セキュリティレベルを維持できる設定が可能であること。

### 4 ログ管理

- (1) ユーザー操作及び保守作業の内容をアクセスログとして記録すること。
- (2) 日時等の条件指定により、閲覧及び出力が可能であり、定期的な確認が行えること。

### 5 ウイルス対策等

コンピュータウイルス対策及びセキュリティパッチの適用については、受託事業者の責任において実施すること。

### 6 情報事故対応

- (1) 受託者は、本業務に関連して取得した情報を厳格に管理する。
- (2) 情報漏えい、滅失、毀損、不正アクセスその他の情報セキュリティ事故が発生した場合は、直ちに協議会及び該当事業体へ報告し、原因究明及び再発防止策を講じること。
- (3) 当該事故により参加事業体又は第三者に損害が生じた場合、受託者はその一切の責任を負う。

## 第8章 研修要件

## 1 基本方針

本システムの安定的な導入及び円滑な運用開始を目的として、原則として、協議会が定めるシステム移行日の 30 日前までに操作研修を実施すること。

## 2 研修方法及び環境

- (1) 研修に必要な資料（操作マニュアル、業務マニュアル等）は、電子媒体で提供すること。
- (2) 提供された研修資料については、協議会が必要な範囲で複製及び改変できるものとする。
- (3) 研修会場、クライアント端末及びネットワーク環境は、協議会が準備する。

## 3 研修内容

研修内容は、次の事項を含むものとする。

- (1) システムの基本操作
- (2) 機能別操作方法
- (3) 管理機能の操作
- (4) システム障害時等の対応方法

## 第9章 運用・保守要件

### 1 運用体制

- (1) 通常業務時間（8 時 30 分～17 時 15 分）に障害が発生した場合は、速やかに復旧対応を行うこと。
- (2) 問い合わせ対応のため、電話及び電子メールによるヘルプデスクを設置すること。

### 2 運営時間

- (1) システム稼働時間は、原則として 24 時間 365 日 とする。
- (2) システムメンテナンス等によりサービス停止が必要な場合は、事前に契約事業者へ通知すること。
- (3) ヘルプデスクの対応時間は、緊急時を除き、受託事業者の定める営業時間内とする。

### 3 障害対応及び報告

- (1) 障害発生時の連絡体制（緊急連絡先、対応責任者、対応フロー）を明確にすること。
- (2) 障害を検知した場合は、速やかに復旧対応を行うこと。
- (3) 障害発生時には、次の事項を速やかに協議会へ報告すること。
  - ア 発生日時及び影響範囲
  - イ 原因分析結果
  - ウ 実施した対応内容
  - エ 再発防止策
- (4) 重大障害については、書面による報告書を提出すること。

### 4 運用管理

- (1) 受託事業者は、運用管理手順書を作成すること。

- (2) 想定外の事象が発生した場合は、協議会と協議のうえ対応策を実施し、必要に応じて手順書を修正すること。

## 5 保守要件

- (1) 保守期間は、第1章に定める履行期間とする。ただし、契約終了後においても最低6か月間は本システムの運用保守を継続して実施可能な体制を確保すること。

なお、当該期間に係る運用保守については、別途契約を締結するものとする。

- (2) 日次・月次・年次の運用保守作業計画を作成し、作業実績を協議会へ報告すること。

## 第10章 成果物及び体制要件

### 1 成果物の納品

- (1) 成果物は、紙媒体1部及び電子媒体1部を適切な時期に納品すること。
- (2) 成果物は、事業体ごとに納品すること。なお、納品場所は、「鳥取県域公営企業会計システム共同化プロポーザル実施要領」に記載された各事業体の所在地とする。
- (3) 電子媒体に記録する成果物のデータ形式は、原則として協議会が指定する形式とする。
- (4) 本稼働後に仕様等の変更が生じた場合は、関連文書を修正し、差し替え納品すること。

### 2 成果物一覧

- (1) プロジェクト管理関係

- ア プロジェクト計画書
- イ 会議議事録
- ウ 課題管理表

- (2) 設計関係

- ア システム設計書
- イ 要件定義書
- ウ システム構成図
- エ 帳票類設計書

- (3) 運用・保守関係

- ア 運用保守設計書（作業計画含む）
- イ 運用管理手順書
- ウ 障害対応手順書

- (4) テスト・移行関係

- ア 移行計画書（方針、手順、体制、スケジュール、検証方法等）
- イ 移行テスト結果報告書
- ウ 稼働テスト計画書（方針、手順、体制、スケジュール、検証方法等）
- エ 稼働テスト結果報告書
- オ 本稼働計画書

- (5) 研修関係

- ア 研修資料

### 3 実施体制

- (1) 受託事業者は、公営企業会計システム構築・導入のプロジェクト管理経験を有するプロジェクト責任者を配置すること。
- (2) 体制変更時は、協議会の承認を得るとともに、同等以上の能力を有する者を配置すること。

## 第11章 契約条件・責任関係

### 1 契約不適合責任

当該不適合に起因して参加事業者又は協議会に損害が生じた場合、受託者は直接かつ通常生ずべき損害を賠償する責任を負う。

### 2 著作権の帰属

- (1) 本業務により作成された成果品及びデータ等に関する所有権は、委託者に帰属するものとし、受託者は、委託者の事前の承認を得ることなく、これらを第三者に公表し、又は貸与してはならない。ただし、システム等のプログラムに関する著作権については、この限りではない。
- (2) 委託者の発注により作成されたカスタマイズソフトウェア（パッケージ機能のカスタマイズを除く。）の著作権（著作権法第27条及び第28条を含む。）は、協議会に帰属するものとする。ただし、当該著作権の取扱いについては、事前の協議により、委託者及び受託者の共有とすることができるものとする。

### 3 著作者人格権の不行使

- (1) 受託者は、成果物について著作者人格権を行使しない。
- (2) 再委託先を含む関係者にも同義務を課すこと。

### 4 第三者権利侵害への対応

- (1) 成果物又は本システムの利用に関し、第三者から知的財産権侵害の主張がなされた場合、受託者は自己の責任と費用においてこれを解決する。
- (2) 当該紛争により参加事業者等に損害が生じた場合、受託者はその一切を賠償する。
- (3) 侵害のおそれが生じた場合、受託者は以下のいずれかの措置を講じること。
  - ア 参加事業者が継続利用できる権利を取得する。
  - イ 侵害とならない代替物へ無償で改修する。

### 5 ライセンス

- (1) 本システム稼働に必要なすべてのライセンス費用は、本調達費用に含む。
- (2) 契約終了後においても、再契約を締結することにより、参加事業者が本システムを継続して利用可能な権利形態とすること。

### 6 再委託の制限強化

- (1) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ再委託の内容を記載した書面を提出し、協議会の承認を得なければならない。ただし、再委託に係る契約金額が本契約金額の 50%を超える場合又は業務の中核となる部分を再委託する場合は、特段の理由があると協議会が認めるときを除き、これを認めない。
- (3) 受託者は、再委託先の行為について、自己の行為と同一の責任を負うものとする。

## 7 権利義務の譲渡禁止

本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継してはならない。ただし、協議会の承認を得た場合は、この限りではない。

## 8 契約延長と再契約の整理

- (1) 契約延長の可否は、協議会の裁量により決定する。
- (2) 契約満了後に再契約を締結する場合、参加事業体が継続して本システムを利用できる権利形態を維持すること。
- (3) 契約延長又は再契約時の費用は、本契約単価を基準とし、合理的範囲内で算定すること。

## 9 契約終了時の対応

契約満了又は解除等により次期システムへの更新を行う場合は、協議会が円滑に移行作業を行えるよう、誠意をもって協力すること。

## 10 秘密の保持

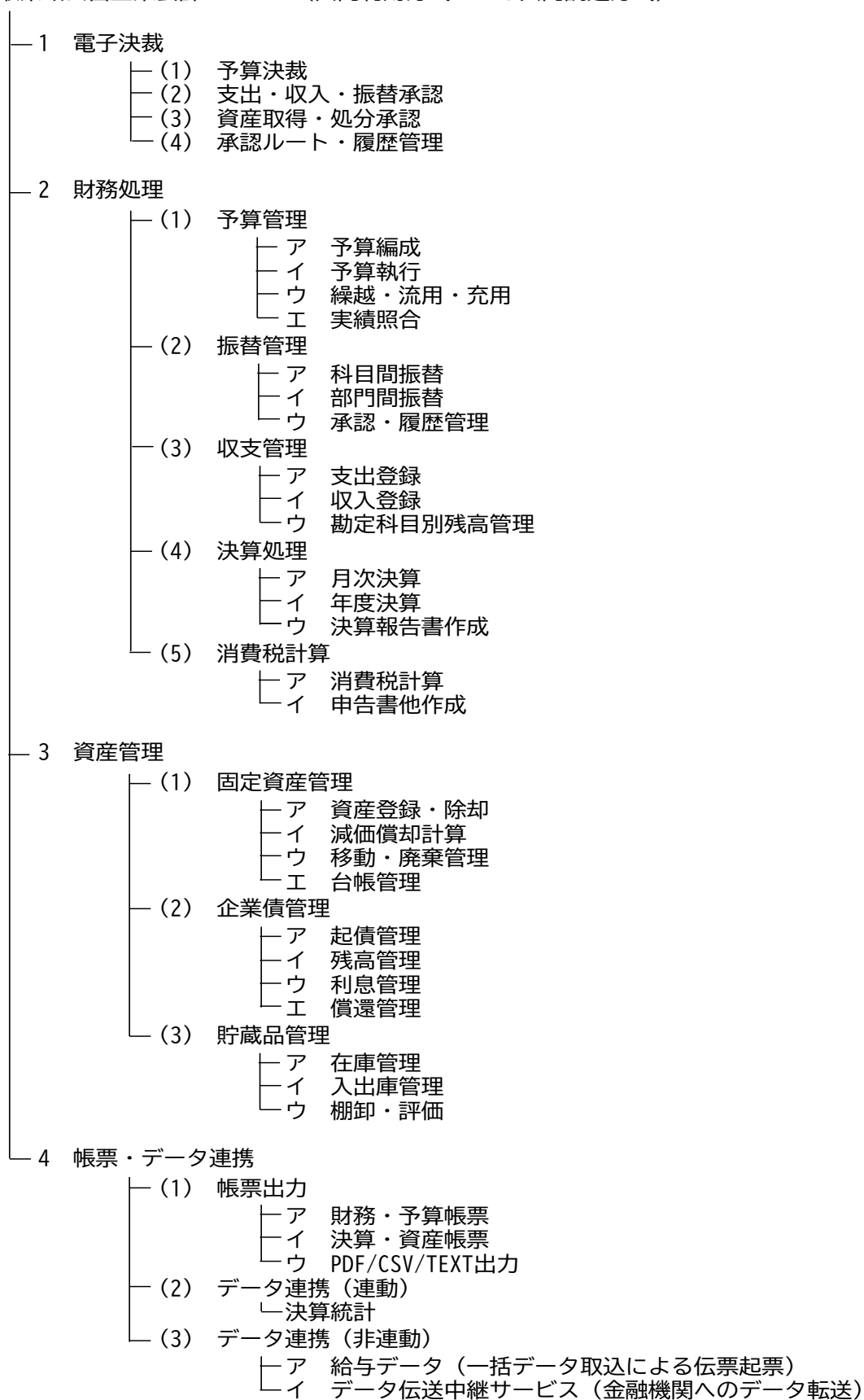
本業務の履行に際して知り得た秘密情報については、契約期間終了後も第三者に開示してはならない。

## 11 協議事項

本仕様書に定めのない事項については、協議会と優先交渉権者が協議のうえ決定する。

参考資料1 全体機能構造（階層図イメージ）

◆鳥取県域公営企業会計システム（共同利用方式または共同調達方式）



※上図は、全ての機能を利用した場合のイメージであり、実際の構成は事業体によって異なります。

参考資料2 会計システム端末設置拠点一覧

事業体名	会計システムの利用拠点(名称)							
	拠点1	LGWAN整備状況	拠点2	LGWAN整備状況	拠点3	LGWAN整備状況	拠点4	LGWAN整備状況
鳥取県	鳥取県庁本庁舎	整備済	中部総合事務所	整備済				
米子市上下水道	米子市上下水道局本庁舎	整備済	水質管理棟	整備済	戸上水源地	整備済	米子市役所本庁舎	整備済
倉吉市	倉吉市上下水道局本庁舎	整備済						
岩美町	岩美町役場庁舎	整備済						
若桜町	若桜町役場本庁舎	整備済						
智頭町	智頭町役場本庁舎	整備済						
八頭町	八頭町役場船岡庁舎	整備済	八頭町役場郡家庁舎	整備済				
三朝町	三朝町役場本庁舎	整備済						
湯梨浜町	湯梨浜町役場本庁舎	整備済						
北栄町	北栄町役場大栄庁舎	整備済						
日吉津村	日吉津村役場庁舎	整備済						
大山町	大山町役場御来屋庁舎	整備済						
南部町	南部町役場法勝寺庁舎	整備済						
伯耆町	伯耆町役場本庁舎	整備済	植田正治写真美術館	整備済				
日南町	日南町役場本庁舎	整備済						
日野町	日野町役場庁舎	整備済						
江府町	江府町役場本庁舎	整備済						

参考資料3 事業体別現行利用環境

	OS	PDFソフト	officeソフト	Web ブラウザ	プリンタ		現行 ベンダー
					メーカー	機種名	
鳥取県	Windows11	adobe acrobat reader	office365	Microsoft Edge	コニカミノルタ	bizhub c551i	BSNアイネット
米子市	Windows11	adobe acrobat reader	office365、JUST Office 6	Microsoft Edge	RICOH	SP C841	日立システムズ、三谷コンピュータシステム
倉吉市	Windows11	adobe acrobat reader	Microsoft Office LTSC Standard 2021、2024	Microsoft Edge	FUJI Xerox	ApeosPort-V C4471	ぎょうせい
岩美町	Windows11	adobe acrobat reader	Microsoft Office LTSC Standard 2021	Microsoft Edge	FUJI Xerox	Apeos C5570	鳥取県情報センター(TKC)
若桜町	Windows11	adobe acrobat reader	office home&bushiness2019	Microsoft Edge	OKI、RICOH	COREFIDO、IM5000	ぎょうせい
智頭町	Windows11	adobe acrobat reader	Microsoft Office LTSC Standard 2021	Microsoft Edge	FUJITSU、RICOH	XL-9450E、MP6055	鳥取県情報センター(TKC)、ぎょうせい
八頭町	Windows11	adobe acrobat reader	マイクロソフトオフィスパーソナル2019	Microsoft Edge	FUJITSU	XL-9450E	鳥取県情報センター(TKC)
三朝町	Windows11	adobe acrobat reader	Home and business 2013	Microsoft Edge	RICOH	SP C740	鳥取県情報センター(TKC)
湯梨浜町	Windows11	adobe acrobat reader	Microsoft Office LTSC Standard 2024	Microsoft Edge	FUJI Xerox	FF K043a for AperosPort-VI C6671	ぎょうせい
北栄町	Windows11	adobe acrobat reader	JUST Office 6	Microsoft Edge	Canon	imageRUNNER ADVANCE DX	鳥取県情報センター(TKC)
日吉津村	Windows11	adobe acrobat reader	Microsoft Office LTSC Standard 2021	Microsoft Edge	FUJI Xerox	DocuPrint 3100	ぎょうせい
大山町	Windows11	adobe acrobat reader	Microsoft Office 2021Personal	Microsoft Edge	FUJI Xerox	ApeosPort-VI3371RC	ケイズ(アール・シー・エス)
南部町	Windows11	adobe acrobat reader	office365	Microsoft Edge	FUJI Xerox	DocuPrint 3050	鳥取県情報センター(TKC)
伯耆町	Windows11	adobe acrobat reader	office365	Microsoft Edge、chrome	RICOH	MPC5503	鳥取県情報センター(TKC)
日南町	Windows11	adobe acrobat reader	JUST Office 6	Microsoft Edge	FUJI Xerox	ApeosPort-V C4476	ケイズ(アール・シー・エス)
日野町	Windows11	adobe acrobat reader	office home&bushiness2024	Microsoft Edge	FUJITSU	XL-9440E	鳥取県情報センター(TKC)
江府町	Windows11	adobe acrobat reader	office365	Microsoft Edge	FUJITSU	XL-9321	ケイズ(アール・シー・エス)

参考資料4 事業体別公営企業会計システム共同化参加事業一覧

参加団体	上水道		下水道								その他	
	水道事業	簡易水道事業	流域下水道事業	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	農業集落排水事業	漁業集落排水事業	林業集落排水事業	個別排水処理施設事業	小規模集合排水	特定地域生活排水	その他事業
鳥取県			○									
米子市上下水道局	○			○		○						
倉吉市※1	○	○		○	○	○		○				
岩美町	○			○		○	○		○			
若桜町		○			○	○						
智頭町※2	○	○			○	○						
八頭町		○		○	○	○			○	○		
三朝町※1	○	○			○	○		○		○		
湯梨浜町※1	○	○		○	○	○				○		
北栄町	○				○						○	
日吉津村				○								
大山町※3	○											
南部町	○				○	○				○	○	
伯耆町※4	○				○	○				○	○	○
日南町		○				○					○	
日野町		○			○	○						
江府町		○			○	○		○				

17団体

- ※1 倉吉市、三朝町、湯梨浜町については、簡易水道事業を水道事業の中でセグメント管理としている。
- ※2 智頭町については、簡易水道事業、特定環境保全公共下水道事業および農業集落排水事業をそれぞれ個別の事業として運営（セグメント管理は採用していない。）
- ※3 大山町については、水道事業の会計システムのみ共同化参加
- ※4 伯耆町のその他事業は、一般社団法人 植田正治写真美術財団運営事業

参考資料5 各事業体の科目構成

	1階層	2階層	3階層	4階層	5階層	6階層	7階層
鳥 取 県	款	項	目	節	細節		
米子市上水	款	項	目	節	細節		
米子市下水	款	項	目	事業目	節	細節	細々節
倉 吉 市	款	項	目	節	細節	明細	
岩 美 町	款	項	目	節	細節	細々節	
若 桜 町	款	項	目	節	細節	明細	
智頭町上水	款	項	目	節	細節	明細	
智頭町下水	款	項	目	節	細節	明細	
八 頭 町	款	項	目	節			
三 朝 町	款	項	目	事業目	節	細節	細々節
湯 梨 浜 町	款	項	目	節	細節	明細	
北 栄 町	款	項	目	事業目	節	細節	細々節
日 吉 津 村	款	項	目	節	細節	明細	
大 山 町	款	項	目	節	細節		
南 部 町	款	項	目	節	細節	細々節	
伯 耆 町	款	項	目	節	細節	細々節	
日 南 町	款	項	目	節	細節		
日 野 町	款	項	目	事業目	節	細節	細々節
江 府 町	款	項	目	節	細節		

※上下事業で同一システムを利用する場合、科目数の多い方の事業で記載

参考資料6 クライアント及びシステム情報

事業体名	事業種	クライアント情報		移行対象データ				
		同時接続 PC数	アカウント 付与数	登録取引先 データ※1	金融機関 データ※2	貯蔵品 データ	固定資産 件数	企業債 データ
鳥取県	水道							
	下水道	3	5	108	31,047		2,472	
米子市	水道	45	45	1,143	1,762		6,895	300
	下水道			401	32,780		17,861	1,000
倉吉市	水道	20	20	767	40,773	616	1,947	182
	下水道			760	43,527	0	4,730	614
岩美町	水道	7	7	566	931		682	
	下水道			303	931		4,669	
若桜町	水道	6	11	500	1,000		2,500	
	下水道			500	1,000		1,400	
智頭町	水道	5	5	722	1,102	85	252	
	簡易水道			125	117		1,234	
	下水道			1,291	1,102	0	3,914	
八頭町	水道	5	5	217	150	205	1,800	
	下水道			221	150	1	3,900	
三朝町	水道	10	15	200	17,860	170	1,753	
	下水道			200	17,860	0	2,933	
湯梨浜町	水道	2	5	400	47,000	881	1,024	2,054
	下水道			600	47,000	0	2,000	
北栄町	水道	5	10	500	300		1,300	
	下水道			500	300		1,400	
日吉津村	水道							
	下水道	3	3	150	50		560	
大山町	水道	3	3	1,872	1,392		1,234	
	下水道							
南部町	水道	4	4	260	1,601		906	75
	下水道			100	1,601		3,987	140
伯耆町	水道	5	5	1,040	500		1,250	
	下水道			120	100		620	
	美術財団			160	100		0	
日南町	水道	4	4	350	100		1,000	
	下水道			200	50		4,000	
日野町	水道	3	6	200	1,200		3,100	
	下水道			200	1,200		1,300	
江府町	水道	4	4	155	15		1,369	
	下水道			156	17		5,393	
17団体	33事業	134	157	14,987	294,618	1,958	89,385	4,365

※1 登録取引先データは、システム内の債権者・債務者の件数とする。

※2 金融機関データは、全国銀行協会のデータに変更することが可能とする。